



フーコー研究序説(2) : 権力関係における自由

小嶋, 恭道

(Citation)

愛知 : $\phi \iota \lambda \sigma \phi \iota \alpha$, 26:74-85

(Issue Date)

2014-11-28

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81010328>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81010328>



フーコー研究序説（２）——権力関係における自由

小嶋 恭道

1. 序

近年、ミシェル・フーコー（1926-1984）の講義録が出揃い始め、中期から後期の彼の思想に注目が集まっている。これに従って、規律権力や生権力などのフーコーの「権力論」、更には古代ギリシア、ローマ思想をめぐる「主体」に関する問題が度々論じられ、これまで不明瞭であった彼の理論もかなり明確になりつつある。とりわけ権力論に関しては、現代社会の問題と併せて論じられ、注目度は非常に高い。

だが、ここで筆者にとって疑問なのは、権力分析の内容や結果が明確になる一方で、その手法、フーコーの方法論に関してはあまり省みられないという点である。それが原因となって、フーコーの権力分析を利用して、矢鱈と社会批判が為されている傾向がありはしないだろうか。確かに、フーコーの方法論は非常に難解であり、まとまった明解な理論として提示できているとは言い難く、講義録等で明らかにされる分析は常に批判的である。だが、フーコーが作り出した「権力概念そのもの」は極めてニュートラルな性格を持っており、かつ統治の対象である人間には「自由」さが残されている。そこで本論考ではフーコーの権力概念の整理を行い、特に、権力が何かを可能にする「力」であって、単に人を飼いなすだけの「力」ではないことを示す。「権力」は「暴力」ではなく、ある意味では権力の対象である我々は、その力を逆用することができるのである。

2. フーコーの権力概念分析……(1) 暴力

フーコーの述べる「権力」は暴力的な権力と対立するものであるが、この違いを明確にすることはフーコー独自の権力を理解する上でも有効であり、本論考の主旨にも沿っている。暴力的権力には「暴力」という、「権力」と別種の「力」が加わっている。フーコーによれば暴力と権力は以下のように異なっている。

実際、権力の関係を規定するものは、他者に直接的かつ無媒介的に作用するのではなく、彼

らの固有の行為に作用する、行為の様態 (mode d'action)である。行為に対する行為、起こり得る、あるいは現実の諸行為に対する行為、未来あるいは現在の諸行為に対する行為。暴力の関係は、身体や物体に働きかける。つまり、暴力の関係は、強制し、屈服させ、拷問し、破壊する。それは、あらゆる可能性を閉ざすものなのである。従って、権力関係の対極である暴力の関係の傍らには、受動性の極しが残されていない。⁽¹⁾

以上から読み取れるのは、権力は「行為の様態」に関わり、暴力は「あらゆる可能性を閉ざす」ものだということであろう。ひとまず、ここで「暴力」に焦点を絞る。『監視と処罰』(1975)の冒頭には、国王殺害の罪で有罪判決を下されたダミヤンへの暴力が次のように描かれている。「1757年3月2日、ダミヤンに対して以下の有罪判決が下された。「手に重さ2リーヴルの熱した鐵性松明を持ち、下着一枚の姿でパリのノートルダム寺院の正面大扉の前に護送車で連れてこられ、公衆の面前で謝罪すべし」。つぎに、「上記の護送車にてグレーヴ広場へ運び込まれた後、そこに設置される死刑台の上で、胸、腕、腿、脰ら脛を灼熱したやつとこで懲らしめ、その右手は国王殺害を犯した短刀を握らせたまま、硫黄の火で焼かれるべし[...]」⁽²⁾。ダミヤンには、当然のことだが、あらゆる可能性を閉ざす「死」が待っており、その身体は完全に受動的である。ダミヤンは、その身体に言わば「自然的な力」を行使されることによって行為の可能性を剥奪されている。

西洋における、近代国家成立以前の国家はこうした暴力によって維持される存在であった。フーコーはこの時代の暴力を伴う権力を「君主権的権力(pouvoir de souveraineté)」と呼び、これを三つの特徴によって分析している。講義『精神医学の権力』(1973-1974)を参照しよう。

君主権的権力とは一体何でしょうか。それは、主権者(souverain)と臣下=主体(sujet)を非対称的關係によって結びつける権力関係であるように思われます。つまり、一方には徴収、他方には出費があるということです。君主的関係において、君主は、生産物、製造物、武器、労働力、勇気を、そして時間や奉仕を徴収します。⁽³⁾

フーコーは、暴力的権力、つまり、君主権的権力は君主=主権者と臣下=主体とを非対称的に結びつける権力だと述べている。更に、ダミヤンへの暴力と同じように、

君主に従う臣下は、全く「受動的」な状態に置かれ、搾取されるがままになっている。この関係を以下のように言い換えることはできる。すなわち、主権者が「暴力」をもって、他者から「徴収」を行う関係。そしてこの際当然のことながら、「常に徴収が出費を大きく上回る」⁽⁴⁾。続けて第二の特徴を引用する。

第二に、君主権的關係は、常にこれに先行し、かつこれを基礎付けるしるしがあるように私は思います。君主権の權力が存在するためには、神授權のようなもの、あるいは、征服、勝利、服従の行為、忠誠の誓いのようなもの、特権や援助や庇護等を付与する君主と、逆にそれらに身を投ずる者との間で取り交わされた行為のようなものがが必要です。⁽⁵⁾

君主権的な関係は、その非対称的な関係を維持するために、自らの暴力を保障するような「しるし」が必要なのである。逆に言えば、「しるし」なくしては成立し得ない関係であるが故に、この関係は見た目とは裏腹に脆弱なものでもあり、常にその崩壊の危機に晒されているものなのである。ダミヤンの処刑も、「その目的は、あえて法を犯そうとした臣下＝主体と自らの力を価値づける全能の君主＝主権者の間の不均衡を最大限にまで浮かび上がらせる」⁽⁶⁾ ものなのだ。残る第三の特徴は、

それはその諸関係がイゾトピー的なものではない、ということです。[...]その諸関係が非イゾトピー的なものであること、それはまず、それらが互いに共通の尺度を欠き、互いに異質なものであるということです。⁽⁷⁾

君主と臣下は、共通の場、尺度を持たない。つまり、君主と臣下の間には埋めることのできない断絶が存在する、ということである。君主的关系における臣下が、個人ないし個人の身体とは限らないのである。君主は確かに一人の人間＝個人だが、これに従って、臣下も個人的人間であるとは断言できなかった。君主はあらゆる事物を支配下に置く。それは、家庭や住民や地域であるかもしれず、あるいは土地や道路や生産の道具、更にはそうしたものを利用する人びとでもあり得る。いずれにせよ重要なのは、君主の暴力が権力を意味する時代にあつては、臣下＝主体(sujet)が必ずしも君主と同じような身体を持った人間ではない、ということである。例えば、ダミヤンの処刑が行われた18世紀、コンディヤックの『人間認識起源論』(1764)では、sujet は外的

事物の「基体(ὑποκείμενον)」という *sujet* の元来の意味や、「記号」といった意味で把握されている⁽⁸⁾。これら二つの言葉はここでは明らかに「人間」や「個人」を指すものではない。引用に続くフーコーの言葉を追うと、次のようにある。「主体機能が特定の身体に固定されるのは、非連続的で、偶発的なやり方によって、時々、たとえば儀式の時などにおいてのみなのです」⁽⁹⁾。

以上が、暴力を伴う権力の特徴である。先に述べたように、この種の権力のあり方は、フーコーが自らの研究に中心的な役割を与えた「権力」とは異なるものである。この種の権力は 18 世紀末から 19 世紀の初頭にかけて消滅しつつあった、とフーコーは述べる⁽¹⁰⁾。しかし、例えば、萱野(2006)が述べているように、「税金」というシステムは「国家」が「民衆」から「カネ」を強制的に徴収するシステムである。我々に税金を納めない自由はないし、払わなければ強制的に財産を没収されたり、逮捕されたりする⁽¹¹⁾。これはある意味で暴力的なシステムと言えるだろう。萱野は同著で、国家の税金のシステムとヤクザ組織が飲食店などから「みかじめ料」を徴収するシステムとの類似点を指摘している⁽¹²⁾。また、日本の歴史を顧みれば、確かに陸海軍の統帥権を持つ天皇を主権者とした暴力的な権力・国家形態も近代以後に存在したことになる。そして実際あとになって、フーコーは別のテキストで、こうした権力が消滅しはしていないと述べている⁽¹³⁾。更に言えば、他者に行為の可能性を残さないような力、これを「暴力」というのである。

ひとまず、暴力についてはここで閉じておく。次に、フーコーの考える「権力」について見ることにする。

3. フーコーの権力概念分析(2)……権力

以下では、暴力と異なるフーコーの権力概念の整理を行なうが、まずはドゥルーズの『フーコー』(1987)の言葉を確認する。

権力とは何か。フーコーの定義は実に単純に見える。権力とは力のひとつの関係であり、あるいはむしろ、どんな力の関係も「権力関係」なのだ。[...]従って、あらゆる力は既に関係であり、つまり権力なのだ。⁽¹⁴⁾

すなわち、ドゥルーズによれば、フーコーの権力はやはり力の「関係」であって、

誰かが所有できるようなものではない。だとすれば、フーコーの権力概念からは、「関係」に注目するような特徴があつてしかるべきであろう。いかなる性格を権力は有しているのか。

3-1. 行為とその行為主体に働きかける権力

フーコーはその生涯において権力についての膨大な資料を残している。が、その諸資料は錯綜を極めており、彼自身一度に明解な形で一般理論として整理したことはほとんどないと思われる。以下では権力の諸特性を彼のテキストから導出を試みる。まずは、フーコーの「主体と権力」(1982)の言葉を参照しよう。

権力の行使は、個人的であろうと集団的であろうと、単に「パートナー」間の関係ではない。他者に影響するある者の行為の様態である。⁽¹⁵⁾

フーコーの「権力」というと、一般に「監視」や「監禁」、あるいは「生への介入」のイメージが付きまとうものかもしれない。しかし、前節冒頭に引用した文章にもあったように、「行為の様態(mode d'action)」に重点が置かれることに注意を向けねばならない。我々がここで考察する権力は、大前提として人間の行為に関わるものなのである。

前節でみたように、暴力は人間のあらゆる可能性を閉ざすものであったが、フーコーによれば、権力=pouvoir そのものは、フランス語の助動詞の働き同様に、人間の諸行為の可能性を開くものである。そして同時に、権力は人間の行為を規定、方向付けする。例えば、以上二点を、教師と生徒の間に見てみよう。教師による生徒の「監視」行為は、生徒が真面目に「勉強する」ことを「可能」にし、かつ生徒の行為を「勉強に集中させる」という「規定」作用を持つ。権力はある者の行為を可能にしつつ規定するという二重の働きをもつものなのである。フーコーの議論を活用して、いわゆる「監視社会」の批判はいくらでも可能だが、フーコーの権力自体が「行為の可能性」の領野を開くという点は看過してはならない。

また、ここで、この種の権力が「他者」や「ある者」など、人間を表現する言葉とともに用いられていることにも注意を向ける必要がある。『性の歴史 1 知への意思』(1976)には、この種の権力は 17 世紀以来、二種の形をとって発達してきた、とある。

まず最初に、人間の身体への「規律」を特徴づけるものとして、次に 18 世紀頃に種である身体、生物学的プロセスの支えとなる身体に中心を据える「生政治」的なものとして⁽¹⁶⁾。以上からも明白だが、この人間に関わる権力は、より厳密には「生きた人間の身体」に関わるものだと言フーコーは考えている。

この権力が発達していく歴史的過程において、前節でみた *sujet* が徐々にコンディヤックの用いていた意味（基体、記号）から離れ、生きた人間主体を示すようになる。かつてフーコーは、『言葉と物』(1966)で、古典主義時代（16 世紀末から 18 世紀末）の終焉以降、 *sujet* が生きた身体を持つ人間「主体」や人間「個人」として、新たな知の対象として把握されることになった経緯を分析していた。彼は、生きた人間の欲望を文学に描き出すサドにその予兆を見取っている⁽¹⁷⁾。同時期に社会の中で強化されつつあった新たな権力はこの生きた身体を持つ人間主体に働きかけるものなのである。

差し当たって、以上のことを整理すれば、「権力」は生きた人間に関わり、人間の行為を可能にすると同時に規定する、諸行為のあいだに存在する「力の関係」ということになるであろう。

3-2. 主観的性格の欠如、「技術」との連関

更に、君主権的権力は、ただ一人の「君主」によって行使される権力であるが故に、主観的な性質を有していたが、これから区別されるフーコーが重視する権力はこうした主観的な性質を持たない。フーコーは自らの権力分析を「権力のミクロ物理学」と述べるときがある⁽¹⁸⁾。これは、権力を主観的性格から解放し、行為と行為、厳密に言えば、力と力との関係性において思考するということを指す。

例えば、良く知られるところのパノプティコンを例に取り上げよう。パノプティコンにおいては、監視するものなしに囚人を監視することができる。フーコーはこの事態を、パノプティコンは「権力を自動的なものにし、かつ没個人化する」⁽¹⁹⁾と表現している。フーコーが近代以降の世界に発見した権力は特定の人格の中には存在しない権力なのである。ただし、「権力」は常に「隅から隅まで計算されて」⁽²⁰⁾おり、「一連の目標や目的なしに行使される権力はあり得ない」⁽²¹⁾。例えばパノプティコンも囚人を「監視する」という目的を持っている。ただその権力が主観的な選択に由来するわけではない、つまり誰かが恣意的に所有・行使できるものではないのだ。

また、パノプティコンに関して言えば、パノプティコンは光学的・建築学的な知を前提に作られた「技術（監獄）」である。この「技術」が囚人ひとりひとりの「監視」を可能にしている。従って、権力は行為間のみならず、「技術」と人間の間にも存在すると言える。

3-3. 超越的性格からの解放と主体の自由

最後に、補足的な説明をここで加えておきたい。これもパノプティコンの「監視」のイメージからよく誤解される点なのだが、権力は、何かの「禁止」を課するような超越的審級として作動する力ではない。フーコーは述べる。「私は、我々は多かれ少なかれフロイトの図式を捨てる必要があると思います。フロイトのモデルというのは、ご存知、自己による法の内面化の図式です」⁽²²⁾。実際、いかなる形にせよ、超越的審級として権力を思考するのならば、それは君主権的権力と同種のものになってしまう。浅田(1983)は、パノプティコンの基本構造を言わば「教室自習型モデル」として提示しているが、我々はこれを、教室内の子どもたちの「勉強をする」という「行為」が「監視」という「行為」によって、教師＝君主の直接的な関与なしに、規定され、可能にされている二重の働きの事態として考え直さなければならない⁽²³⁾。確かに、「法の内面化」と言われる事態をここで想定することは可能なのだが、フーコーの言う「権力」はその様な事態を可能にするような、より根本的なレベルの条件なのである。フーコーが「禁止」のイメージで権力を把握していないことがわかる言葉を引用しておく。

他者の行動に対して作用する行動の様態として権力の行使を規定するとき、[...]人は、最も重要な要素、つまり自由を包含している。権力は「自由な主体」に対してのみ行使され、そして人が「自由」である限りにおいて行使される。⁽²⁴⁾

暴力が行使される *sujet* は常に「受動的」で、かつこの場合の *sujet* は人間を必ずしも意味するものではなかった。しかし権力はこれとは全く逆の特徴を持つ。引用に見られるように、権力の関係における主体＝*sujet* は、自由な人間である。従って、権力関係の内部には権力に対する「抵抗が存在する」⁽²⁵⁾。浅田(1983)が述べる「自習」的な状況にある生徒も、確かに「自習に向かわせられる」という一定の服従の下にある

が、別に自習などせず、教室の外へ逃げ出す能力を有しているはずだ。そもそも権力が生徒を完全に統御できるシステムであるならば、「学級崩壊」などという言葉は存在し得ない。更に、既に述べたように、「学級崩壊」という事態に陥っていなかったとしても、教室のなかで従順な生徒たちにも「学習する／できる」という「行為の可能性」は残されている。生徒に権力に抵抗する、あるいは逃れる自由さ、次の行為の可能性が残されているからこそ、権力が常に機能し続ける根拠にもなるのである。権力がその行使する対象に「受動性」しか残さなかったのなら、権力にそこまで継続的である必要性はないだろう。

フーコーは以下のように述べている。「監視」は「働いている唯一の装備だとは言えないし、同時に、原理的な装備とも言えない」⁽²⁶⁾。この意味で、フーコーのパノプティスム分析からカントやフロイトにおけるような「自己律法」的な観点を導出し、ここから人間は絶対に逃れられないとする考え方は回避せねばならない⁽²⁷⁾。必ずしも「法の内面化」は起こりえない。

だが逆に、「行為の可能性」が残された状態であるにも関わらず、自らが自由でないと判断する主体には「受動性」しか残らず、そのような主体は、権力を思い込みで「暴力」として把握してしまっている。勝手に「受動性」しか自分の側に残されておらず、八方塞がりになってしまうことはフーコーの権力分析には適さない。イアン・ハッキング(2002)も明確に述べているように、フーコーが関心を寄せるのは、「それを通して、我々が自分自身を他者に対して働きかける主体として構成するところの権力」であって、我々自身を「受動的な犠牲者」として構成する権力ではない⁽²⁸⁾。

些か記述が複雑になってしまったが、権力の特性は次の四点に整理できる。

- (1) 権力は人間の諸行為に関わる諸行為間に存在するものであり、諸行為を可能にすると同時に規定する作用を持つ。
- (2) 権力は人間の行為間のみには存在するのではなく、結果として人間の行為には必ず関わるが、「技術」と「人間」の間にも作用を及ぼすものである。
- (3) 権力は、生きた自由な人間主体=sujet、個人に効果を及ぼすものであり、人間主体はこれに「抵抗」することができるのであって、人間主体は「受動的な犠牲者」(ハッキング)ではない。
- (4) 更に、権力は主観的決定に依存せず、何者にも帰属しない。それ故に主観的性

質を持たないが、行使に際して固有の目標を持つ。
以上、君主権的権力とは異なる新たな権力の特質を述べた。

4. 権力に攻囲される自由な人間

以上の(1)～(4)の権力の特質の中で最も重要な点はどれだろうか。本稿ではこれを(3)、(4)に定めたい(既に強調し過ぎてしまっているかもしれないが)。まず、(4)で言われるように、固有な目標はあれども、権力には主観的な性質は存在しない。更に、(3)より、権力行使の対象はハッキング(2002)の言葉にもあったように「受動的な犠牲者」ではない。従って、誰かが所有しているものではないのだから、そして、行使対象である者ならば誰であれ、そこには独自に行為する可能性も残っているのだから、それをどう利用しようがその者の「自由」である。そこで人間を統治するための権力を統治されるところの当の人間が逆に活用する主体こそ、フーコーが考えていた「主体(sujet)」である。

例えば、「学校の生徒」を例にとりて考えてみよう。学校の生徒は、学校によって統治され、様々な教育を施され、多種多様な所与のものとしての知識を授けられる。こうした状態にある時、生徒自身が「強制的に勉強させられている」という意識を持ち続ける限りにおいて、生徒は受動的な統治される客体である。しかし、学校で教えられる知識を「使って」、自律的に自ら考える姿勢を作り出せば、あるいは学校で受けている教育を「使って」、自律的に自身の生活をコントロールする姿勢を作り出せば、そこには「受動性」だけではなく、権力関係を「使って」、自己のスタイルを構築し得る「主体」として行為することができる。

人間は、権力によって統治される関係にあるという意味で、「客体的」であり、同時にこの権力関係においてこの関係を活用するという自律的な側面から言えば「主体的」なのだ。フーコーはこうした二重の自己、そして、本稿では扱い切れないが、自律して「自ら考える」自己⁽²⁹⁾を自身の後期思想の核心に据えている。箱田(2013)は、権力関係の特質に注目しながらフーコーの態度を次のように述べる。

導きにおとなしく服そうとはせず、言うことを聞かない「自由」があるからこそ、権力関係には反転の可能性がいつでも存在する。それは権力関係の内部にあって、他者の統治に対する、闘争の戦略として表れる。主体は、他者からの導きに、頑迷に否を突きつけるだけが能

ではない。他者からの導きをかまし、逸らし、迂回し、方向を変えることによって、別の導きを作り出すこともできる。⁽³⁰⁾ (強調筆者)

我々はどうしても権力関係から完全には逃れることはできないが、権力関係における他者からの導きの方向性、力の向きを変えることができる。これを可能にするためには、権力関係における「自由」が必要である。

以上、フーコーの権力概念について整理し、この権力概念に含まれる「自由」を考察した。管理社会化が増々進行し、規則や法が我々の生を攻囲する時代にあつて、こうした権力関係の中にある「自由」に気付くことは、自己の単なる客体化を防ぎ、主体的な生き方を模索する上での重要な契機となる。そしてこの自由こそ、フーコーも言うように、「倫理の存在論的条件」なのである⁽³¹⁾。

註

- (1) Michel Foucault, *Diis et écrits, tome 2 : 1976-1988*, Gallimard, 2001, p.1055 (邦訳『ミシェル・フーコー思考集成 I-IX』、蓮實重彦ほか訳・編、筑摩書房、1998-2001、『フーコー・コレクション 1-6、ガイドブック』、小林康夫ほか編、筑摩書房、2006、引用箇所は『思考集成 IX』p.24-25) 以下、原典は *DE*、邦訳は巻数で示す。
- (2) Michel Foucault, *Surveiller et punir : Naissance de la prison*, Gallimard, 1975, p.9 (邦訳『監獄の誕生—監視と処罰—』、田村淑訳、新潮社、1977、p.9) 以下、原典は *SP* で示す。
- (3) Michel Foucault, *Le pouvoir psychiatrique, Cours au Collège de France. 1973-1974*, Hautes études, Gallimard/Seuil, 2003, p.44 (邦訳『ミシェル・フーコー講義集成 4 コレージュ・ド・フランス講義 1973-1974 年度 精神医学の権力』、慎改康之訳、筑摩書房、2006、p.55) 以下、原典は *PP* で示す。
- (4) *Ibid.*, p.44 (邦訳 p.55)
- (5) *Ibid.*, p.44-45 (邦訳 p.55-56)
- (6) *SP*, p.60 (邦訳 p.52)
- (7) *PP*, p.45 (邦訳 p.56)
- (8) Étienne de Condillac, *Œuvres complètes tome 1 : Essai sur l'origine des connaissances humaines*, Slatkine reprints, 1970, p.134-135 (邦訳『人間認識起源論 (上)』、古茂田宏訳、岩波書店、1994、p.134-135) 「いま試みに、一切の記号を忘れて、その観念だけを呼び起こしてもらいたい。

すると、言葉や、それに類する記号というものがいかに不可欠のものであるかということが分かり、いわば主体(sujet)が外部世界で占めている位置を、我々の精神においては記号が占めているのだということがわかるであろう。」ここでは詳述を避けるが、フーコー初期の思想に従えば、sujet は近代以降、コンディヤックのテキストに見られるような意味をほとんど意味しなくなり、一般的な認識として人間や人間に関する言葉となる。

- (9) *PP*, p.46 (邦訳 p.58)
- (10) *SP*, p.15 (邦訳 p.13)
- (11) 萱野稔人『カネと暴力の系譜学』、河出書房新社、2006、p.11
- (12) *Ibid.*, p.31 実際には「法による合法化」があるかないかの決定的差異が存在する。当然萱野もこれを指摘し、そこから持論を展開していく。
- (13) 例えば、Michel Foucault, *Histoire de la sexualité I : La volonté de savoir*, Gallimard, 1976, p.189-190 (邦訳『性の歴史 I 知への意思』、渡辺守章、新潮社、1986、p.181-182)を参照。以下、原典は *VS* で示す。
- (14) Gilles Deleuze, *Foucault*, Les éditions de minuit, 1986/2004, p.77 (邦訳『フーコー』、宇野邦一訳、河出書房新社、1987/2007、p.131)
- (15) *DE2*, p.1054-1055 (邦訳 IX p.24)
- (16) *VS*, p.183 (邦訳 p.176)
- (17) Michel Foucault, *Les mots et les choses : une archéologie des sciences humaines*, Gallimard, 1966, p.221-224 (邦訳『言葉と物 —人文科学の考古学—』、渡辺一民・佐々木明訳、新潮社、1974、p.229-232) 参照。
- (18) 例えば、*PP*, p.18 (邦訳 p.21) を参照。
- (19) *SP*, p.235 (邦訳 p.204)
- (20) *VS*, p.125 (邦訳 p.122)
- (21) *Ibid.*, p.125 (邦訳 p.122)
- (22) Michel Foucault, “About the beginning of the Hermeneutics of the self : Two Lecture at Dartmouth”, *Political Theory*, Vol. 21, No.2. (May 1993), p.204
- (23) 浅田彰『構造と力』、勁草書房、1983、p.212
- (24) *DE2*, p.1056 (邦訳 IX p.26)
- (25) *VS*, p.125 (邦訳 p.123)

- (26) *DE2*, p.198 (邦訳『フーコー・コレクション4 権力・監禁』、小林康夫ほか編、筑摩書房、2006、p.140)
- (27) 例えば、佐藤(2007)が、フーコーの権力概念から、カントの「超越論的な自我 moi は経験的な自我 moi の上にあつて、経験的な自我を見ることによって、認識を形成している」とする構造を引き出しているが、これは「一つのあり方」として「可能」であっただけで、その時代の原理であつたわけではない、と読まれねばならないだろう。以下を参照。Yoshiyuki Sato, *Pouvoir et résistance, Foucault, Deleuze, Derrida, Althusser, L'harmattan*, 2007, p.25 (邦訳『権力と抵抗 フーコー・ドゥルーズ・デリダ・アルチュセール』 佐藤嘉幸訳 人文書院 2008 p.28) また、こうした観点を明確に批判している最近の研究については以下を参照。(手塚博『ミシェル・フーコー 批判的実証主義と主体性の哲学』、東信堂、2011)
- (28) Ian Hacking, *Historical Ontology*, Harvard University Press, 2002, p.3 (邦訳『知の歴史学』 出口康夫／大西琢郎／渡辺一弘訳、岩波書店、2012、p.5)
- (29) こうした点については、田中智志『教育思想のフーコー 教育を支える関係性』、勁草書房、2009、p.180 にも指摘がある。また、カントの「理性の公的使用」、つまり自律的・理性的に考え発言する態度をフーコーは重視しており、「啓蒙とは何か」(1984)、「批判とは何か 批判と啓蒙」(1978)でその態度が伺える。それぞれ、*DEII*, p.1498-1515, Michel Foucault, *Qu'est ce que la critique? Critique et Aufklärung, Bulletin de la société française de philosophie 84e année, No.2 Avril-Juin 1990*(Séance du 27 mai 1978 à la Société française de philosophie)参照。
- (30) 箱田徹『フーコーの闘争 <統治する主体の誕生>』、慶応義塾大学出版会、2013、p.231。
- (31) *DEII*, p.1531 (邦訳 X, p.222-223)

(京都市立西京高等学校、地歴公民科)